

2020年3月25日

お客さま各位

アストモスエネルギー株式会社  
国内事業本部  
エネルギーソリューション部

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金等の特別措置について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

当社は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、お客さまからお申し出をいただいた場合、電気料金の支払期限日を1ヶ月間延長する特別措置を講ずることと致しましたので、下記の通りご案内します。

敬具

記

1. 特別措置の対象

今回の特別措置は、下記(1)～(3)の全てを満たすお客さまに適用致します。

- (1) 当社と電気の供給について契約している方
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大影響を受けて、各都道府県社会福祉協議会より生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けた方
- (3) 電気料金の支払いの延期を当社にお申し出いただいた方

2. 特別措置の内容

2020年2月(支払期限日が2020年3月25日以降のものに限る)、3月、4月検針分の電気料金について、支払期限日を1ヶ月間延長いたします。

※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまのお申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合があります。

3. 特別措置の申込方法

特別措置適用申込書(添付資料参照)を当社までご提出ください。申込書はお客さまが電気料金をお支払いのLPガス事業者までお申し出ください。なお申込書提出にあたり「各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている」ことを証明する書類(生活福祉資金貸付制度の認定書の写し等)が必要となります。

以上

【添付資料】

特別措置適用申込書

✍